

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和二年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ドラッグコスモス曲川店

所在地 橿原市曲川町六丁目三七四番ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 教育関係

奈良県青少年健全育成条例を遵守すること。

2 景観関係

(1) 今回の届出に関連して、景観法による行為の届出並びに橿原市屋外広告物条例による行為の各種許可、除却届及び住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

(2) 手続済みの事項について、内容に変更がある場合は、別途手続を行うこと。

3 環境関係

(1) 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

(2) 廃棄物の減量化及び資源化に努めること。

(3) 事業活動に伴って、橿原市内で発生した一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び橿原市一般廃棄物処理計画に従って分別、保管及び排出を行う等、排出事業者自らの責任において、適正に処理すること。

(4) 事業系一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。

(5) 事業系一般廃棄物を橿原市の処理施設にて処理する場合には、橿原市一般廃棄物処理計画（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

4 建築関係

(1) 建築物の建築については、建築基準法に基づき、事前に手続を行うこと。

- (2) 建築物の建築については、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、事前に手続を行うこと。
- (3) 建築物の建築については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、事前に手続を行うこと。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出対象になる場合は、事前に手続を行うこと。
- (5) 橿原市開発指導要綱第四条第二項の規定により交わした開発事業に関する協定書の内容を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和二年三月二十四日から同年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日を含め、条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで